

## 国民生活センターをめぐる行政改革の経緯

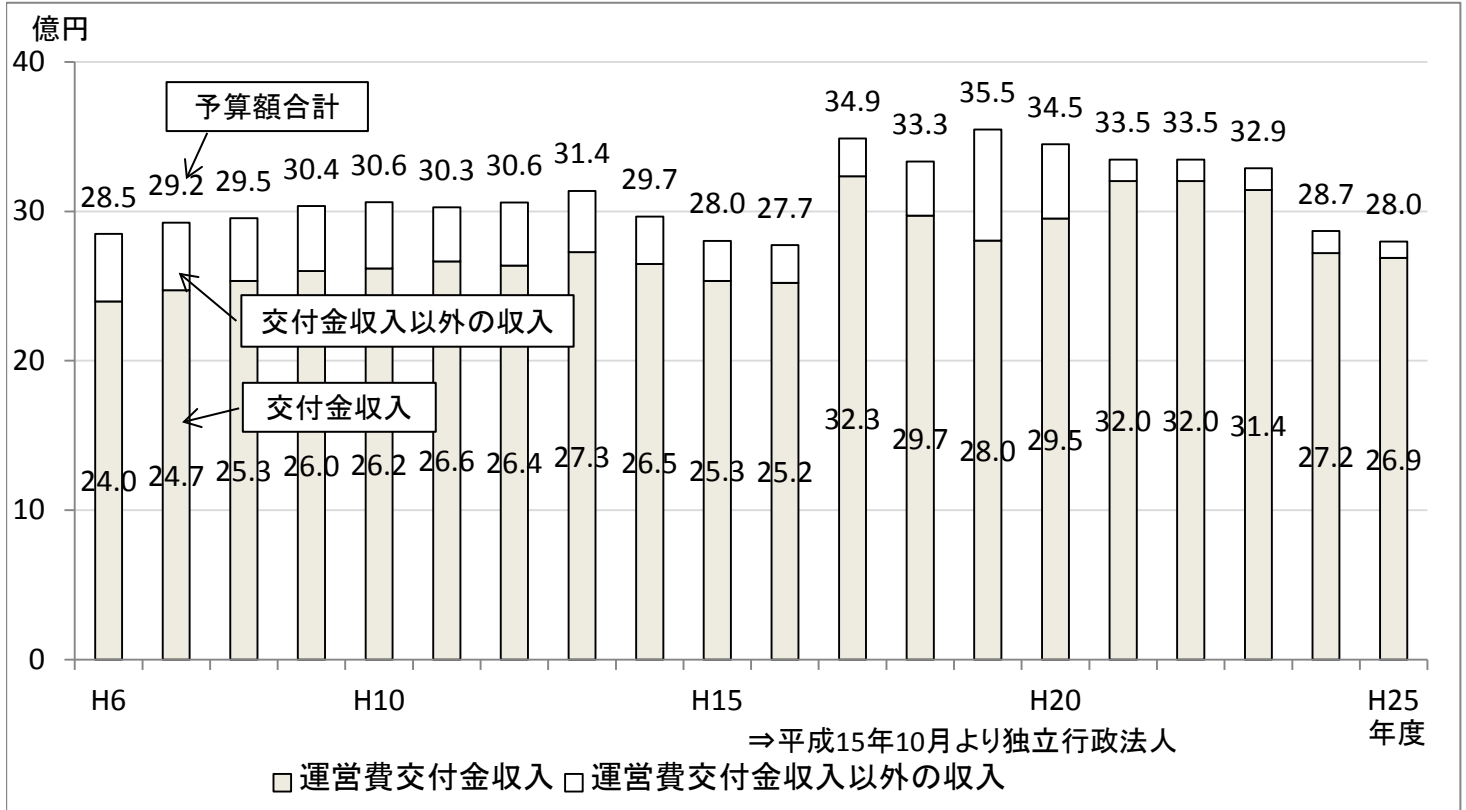
閣議決定		指摘事項
昭和57年9月24日	今後における行政改革の具体化方策について（行政改革大綱）	（予 算）予算編成はマイナス5%シーリング（以降7年にわたり、運営費交付金収入減）
昭和58年5月24日	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策（新行政改革大綱）	（在り方）事業の見直し等（地方公共団体等のネットワークの中核として必要な機能に純化）
昭和60年12月28日	昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	（体 制） <u>部屋の統合等組織の整理縮小</u>
平成7年2月24日	特殊法人の整理合理化について	（商品テスト） <u>商品比較テストの縮減、普及啓発業務の整理等</u> （体 制）組織の抜本的な見直しを行い、部の統廃合を進める
平成9年12月26日	特殊法人等の整理合理化について（第3次分）	（職員定数）10年間に <u>10%の計画的定員削減</u> （他特殊法人等との共通事項） （在り方）消費者ニーズに即応した業務の効率化
平成13年12月19日	特殊法人等整理合理化計画	（在り方） <u>独立行政法人化の決定</u> （平成15年10月に独立行政法人化） （相 談） <u>直接相談の段階的縮小、経由相談に特化</u> （商品テスト） <u>商品比較テストの廃止、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化</u>
平成19年12月24日	独立行政法人整理合理化計画	（事務所） <u>東京事務所の移転を含め検討</u> （人件費） <u>人件費総額を5年で5%削減</u> （相 談） <u>直接相談を実施しつつ、経由相談の解決能力の向上を図る</u> （情報分析） <u>PIO-NET刷新</u> （相談情報の収集期間の短縮、分析能力の向上等） （研 修） <u>地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化</u>
平成21年12月25日	独立行政法人の抜本的な見直しについて	・「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く）については、当面凍結

※表には、国民生活センターの在り方や業務、体制等に関する指摘事項を記載。（すべての特殊法人・独立行政法人を対象とした、情報公開、役員の給与、国からの再就職、評価の仕組み等に関する指摘事項は省略。）

閣議決定		指摘事項
平成 22 年 12 月 7 日	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針	<p>(在り方) 消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、<u>必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め</u>、法人の在り方を検討 (22 年度から実施)</p> <p>(事務所) <u>東京事務所の国庫納付</u> (25 年度中に実施)</p> <p><u>相模原事務所 研修施設の廃止</u> (24 年度中に実施)</p> <p>(人件費) <u>人件費全体の抑制</u> (22 年度から実施)</p> <p>(相 談) <u>直接相談の廃止</u> (22 年度中に実施)</p> <p>(研 修) <u>研修施設における研修廃止</u> (23 年度中に実施)</p>
平成 24 年 1 月 20 日	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針	(在り方) 消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する
平成 25 年 1 月 24 日	平成 25 年度予算編成の基本方針	(在り方) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定) は当面凍結

- ・「中期目標及び中期計画案に対する参与会議の指摘事項」(平成 15 年 9 月特殊法人等改革推進本部参与会議)に基づき、一般管理費(人件費を除く)については、毎年度、前年度比 3%以上を削減。業務経費については、毎年度、前年度比 1%以上を削減。
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月閣議決定)」に基づき、総人件費については平成 22 年度までに平成 17 年度比 5%以上削減し、平成 23 年度においても人件費改革を継続。

1. 当初予算の推移（平成6年度～平成25年度）

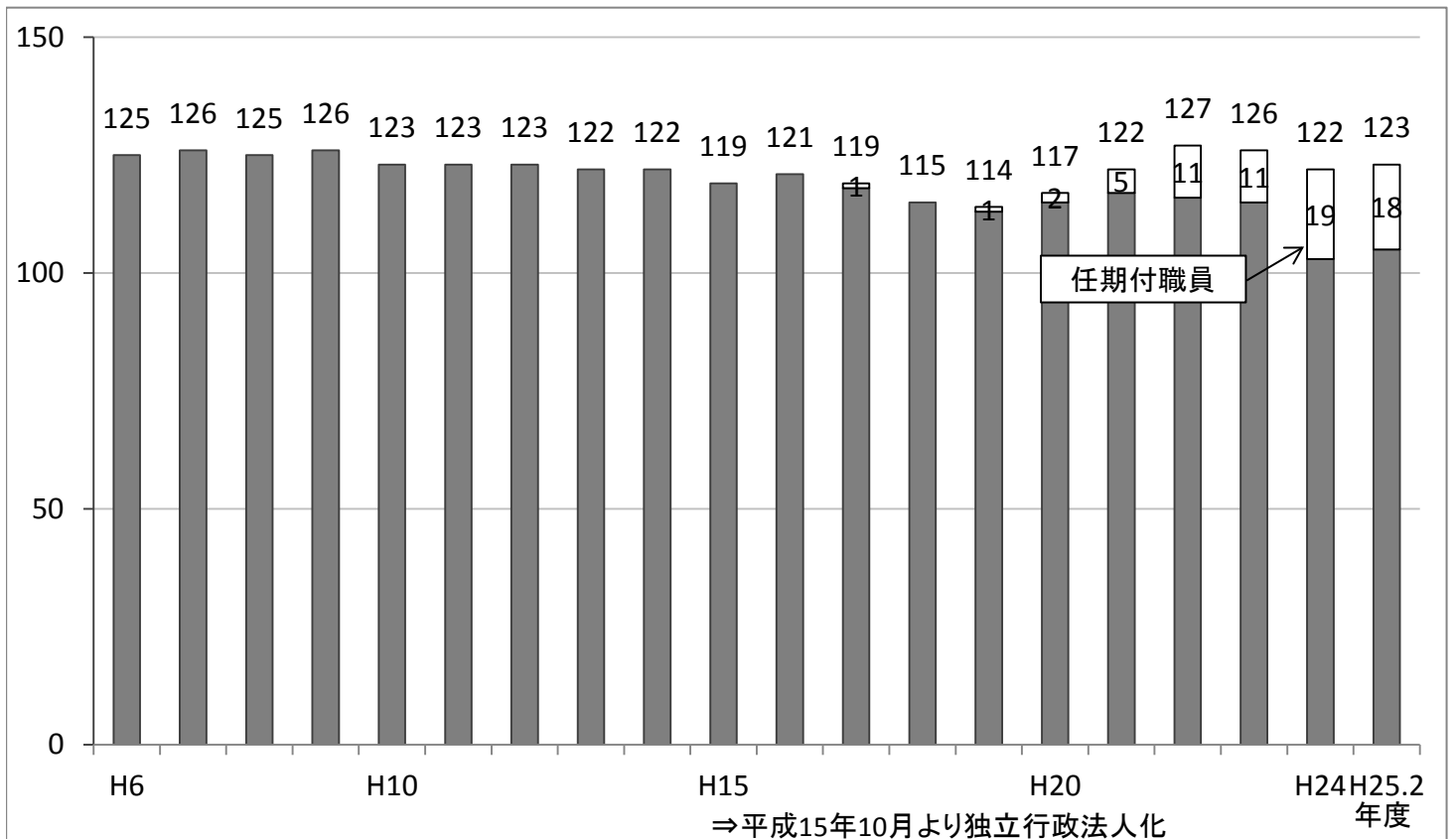


注1：平成6年度～平成15年9月までは特殊法人、平成15年10月以降は独立行政法人としての収入金額。

注2：平成15年度は、特殊法人・独立行政法人それぞれにおける収入金額を合算。

注3：「交付金収入以外の収入」は、主に事業収入等。

2. 職員数の推移（平成6年度～平成24年度）



注1：各年度4月1日現在の職員数。（平成24年度については、平成25年2月末現在の職員数も記載。）

注2：非常勤職員を除く

図1. 独法運営費交付金全体の推移  
 ( )内は独法数、100万円

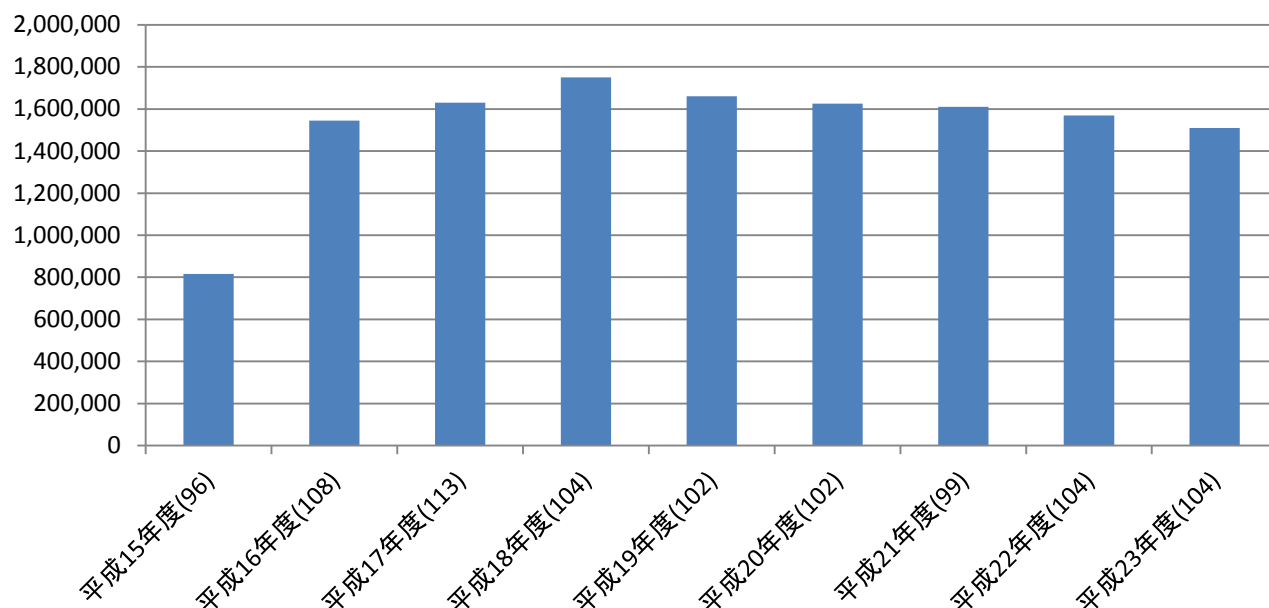
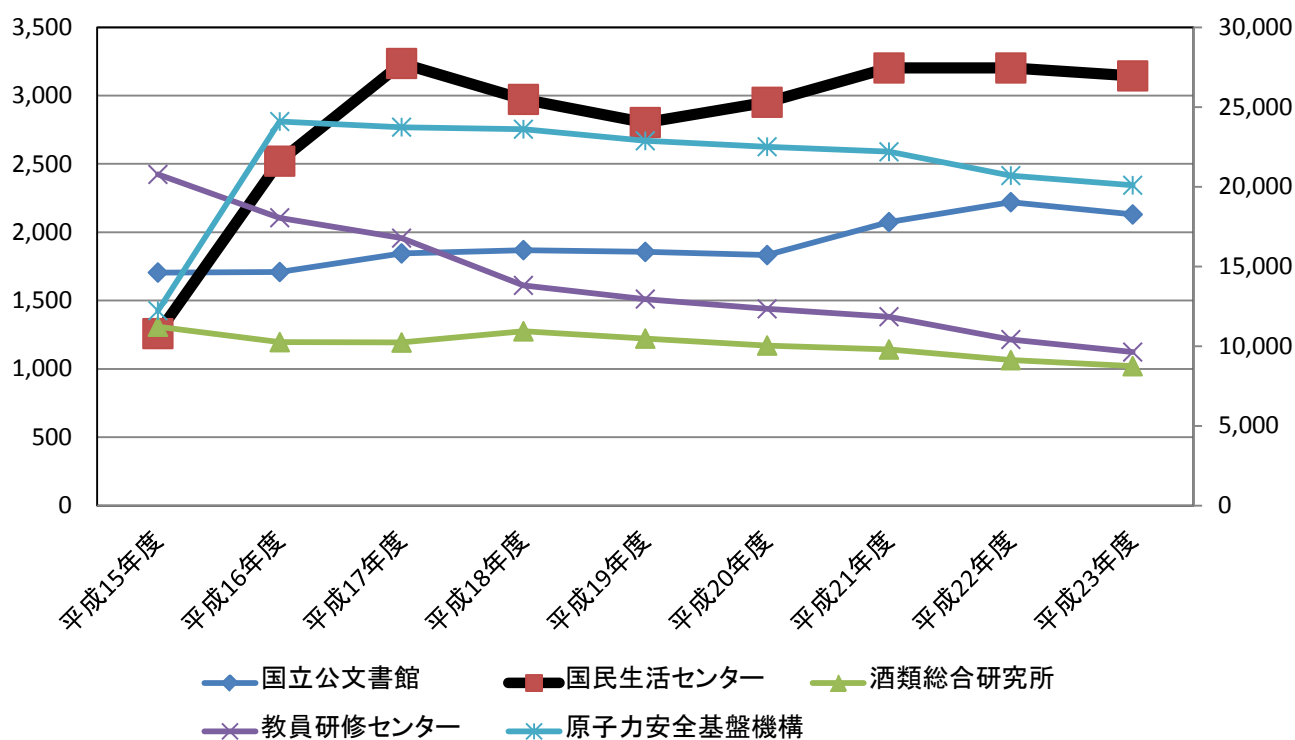
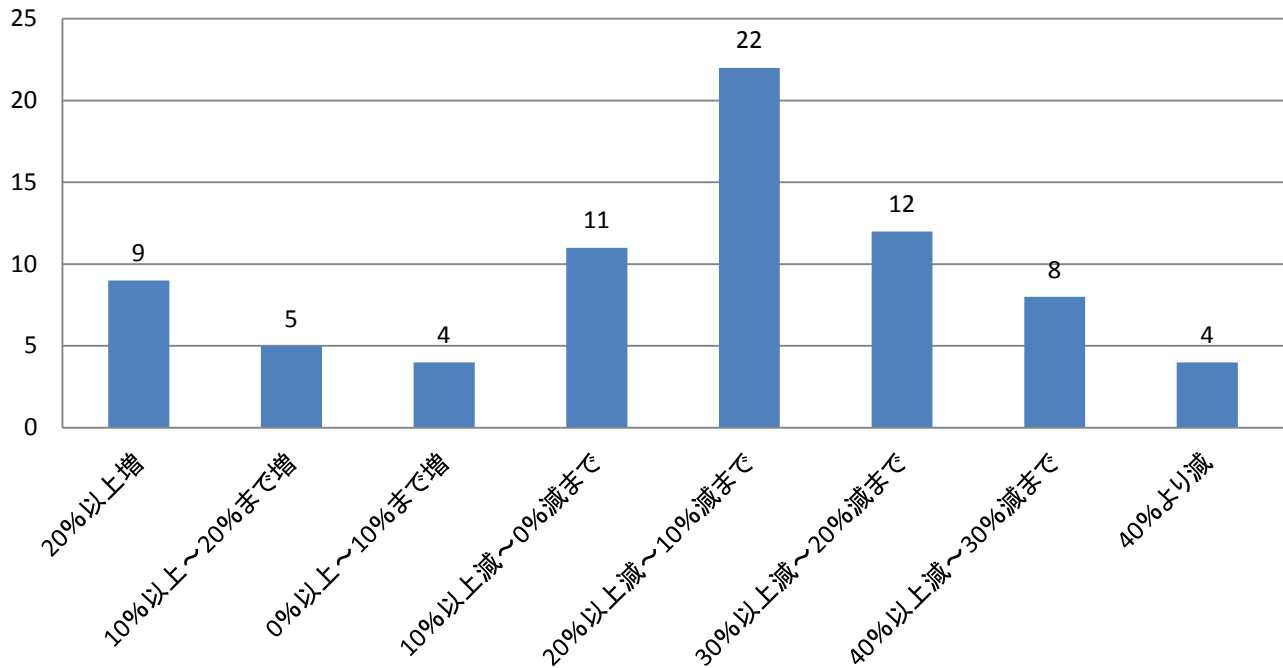


図2. 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本計画」(平成24年1月閣議決定)において国に移管とされた独法等の運営費交付金の推移  
 (100万円、原子力安全基盤機構は右軸)



(注) (独)国民生活センターと(独)原子力安全基盤機構は平成15年10月1日に設立。その他3独法は平成13年4月設立(従って15年度は半年分の予算)。国民生活センターは平成16年度にPIO-NETが内閣府から移管。

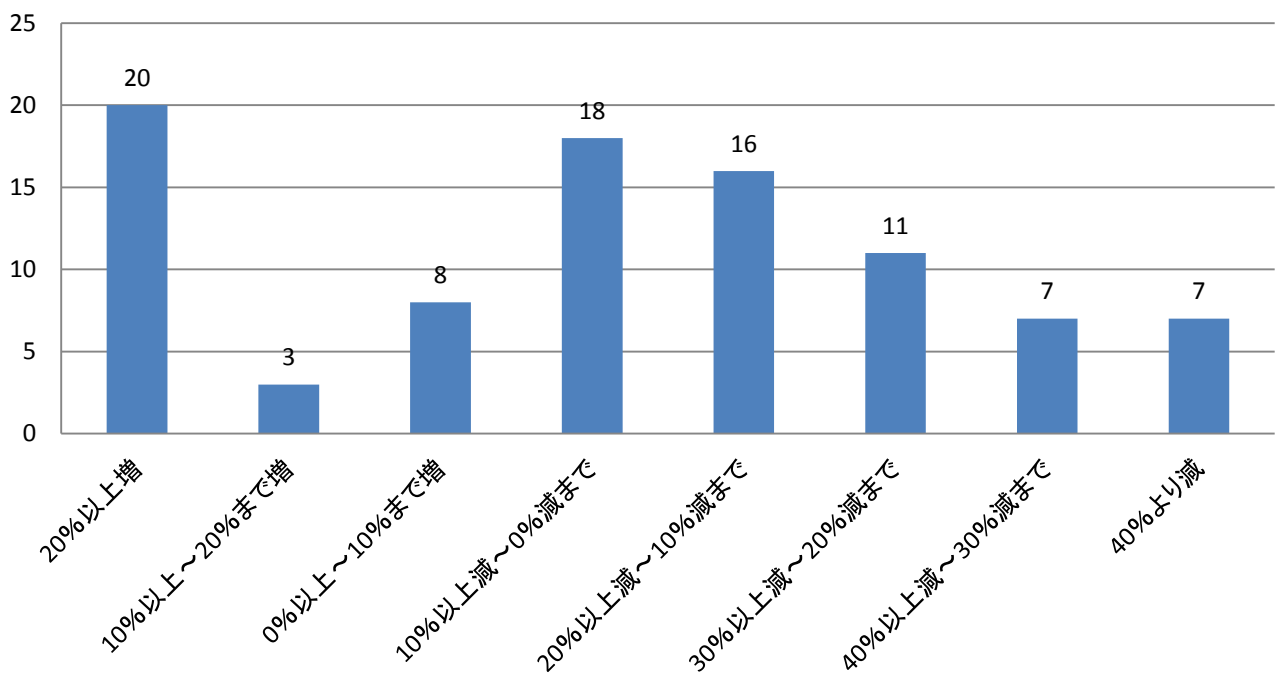
**図3. 23年度と17年度の運営費交付金を比べて、増減した法人数(17年度から存在している、運営費交付金対象75法人)**



(注1) 国民生活センターは2.8%減

(注2) 75法人全体は8.2%減

**図4. 23年度と17年度の予算収入総額を比べて、増減した法人数(17年度から存在している対象90法人)**



(注1) 国民生活センターは85.8%増

(注2) 90法人全体は7.2%増

図5. 平成23年度における各法人の予算収入の内訳(単位100万円)

